

第12回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 12月 5日 (月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 白 石 淳 一	2番 星 野 芳 寿
3番 遠 西 美 子	4番 石 井 武 久
6番 宮 下 庄 吉	7番 高 井 武 男
8番 生 方 芳 光	9番 萩 原 正 道
10番 中 村 順 子	11番 金 井 繁 行
12番 星 野 博 一	13番 井 上 正 文 (会長)
14番 牛 口 長 明	15番 小 林 由 喜 子

・欠席

5番 遠 藤 由 理 子

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主幹	佐 藤 エリカ
副主査	宮 下 和 哉

・会議の概要

事務局長	1. 開会前 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。 本日、5番 遠藤由理子委員より欠席の届け出がございました。 在任委員15名中、現在の出席委員は、14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。 はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。	午後1時30分
議長 (井上会長)	2. 開会及び会長あいさつ	午後1時31分
議長	3. 議事録署名委員の指名について まず、議事録署名人の指名を行います。 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、9番 萩原正道委員 10番 中村順子委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。	午後1時32分
議長	4. 諸般の報告 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局より順次、報告をお願いします。 下記について報告 (1)農地法第3条の3の規定による届出について (2)農地の合意解約について (3)農地法第4条第1項第9号の農地転用届出について (4)一時転用許可期限延長願いについて (5)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果及び都市計画法第29条における開発許可について これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。	午後1時32分

5. 付議事件

午後1時36分

議長

議案第57号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第57号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第57号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員

(議案内容説明)

事務局次長

1番の案件について補足なのですが、一時転用期間が令和4年7月28日からで、7月の時点で形質変更の届出を受けておりましたが、3か月が経過してまだ

終了していないとのことで、一時転用申請を行ったものになります。

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第58号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

議長

これは、工場及び駐車場とのことですが、こういった工場になりますか。

事務局員	申請人ですが、主に建築用資材の販売を行っています。今回申請のあった工場は、作業場・荷物積み下ろし場・事務所で構成され、駐車場は従業員及び来客用の駐車場とのことです。
議長	ここで何かを製造するということではないと。
事務局員	具体的に何かを作るものではないようです。
議長	わかりました。 続きまして4番 15番
議長	この案件は前回保留となったものですが、前回指摘された事項については、対応されている旨説明がありました。
7番委員	事業予定地は、道路から1メートルくらい低くなっていますが、現状のまま使うのでしょうか。それとも埋め立てを行うのでしょうか。
事務局員	高さに差がある地点については、盛り土を行うようです。
7番委員	相当な量の土が入ると思うのですが、安全性等に配慮をしてもらいたいと思います。
事務局次長	本案件は、県の開発許可も関わってくるので、県の審査でもそういったところは厳しく見られることになると思います。
議長	他に何かご意見・ご質問等あればお願いいたします。
1番委員	水路の関係等は問題ないでしょうか。
事務局次長	水路の位置はそのまま暗渠とするようです。
議長	他にご質問等あればお願いいたします。

議長	無いようですので、お諮りいたします。 議案第59号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。 次に議案第60号「農地利用集積計画（案）について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。
事務局員	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。審議に入ります。ご意見ございましたらお願いいたします。
7番委員	申請の中に、市外 of 会社からのものがあるのですが、どのような内容なのでしょうか。
事務局員	ここについては、もともと荒れていたところをきれいにして、枝豆を栽培している場所になります。
15番委員	鶏舎は、鳥インフルエンザ等の対策も必要だと思いますが、そのあたりは大丈夫でしょうか。
事務局次長	その点については、市だけでなく県からも指導を行っているようです。
議長	この近くに民家等は特にはないのですよね。
事務局次長	におい of 関係もあるので、周辺には事業 of 周知をするよう指導しています。
4番委員	どういった形態で飼育するかですよね。鳥インフルエンザの問題もありますし。

	申請地周辺で他に鶏舎はあるのでしょうか。
3 番委員	ハウスの中で放し飼いをして、野鳥と接触しないようにしているところはありませんね。
議長	養鶏は、県の指導が頻繁に入ります。消毒や、野生動物が入るかどうかなど。今は鳥インフルエンザもあるので、もっと厳しいかと思います。
議長	他に何かご意見・ご質問等あればお願いいたします。
	無いようですので、お諮りいたします。
	議案第 60 号については、計画のとおりこれを決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	よって、議案第 60 号「農地利用集積計画（案）について」は、計画のとおり決定し、市長に回答いたします。
	以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後 2 時 20 分

6. 協議事項

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦・公募について
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 沼田市農地等の利用適正化の推進施策に関する意見提出について
- (2) 利用意向調査について
- (3) 令和 4 年度利根沼田農業委員会協議会研修会について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

8. 閉 会

終了 午後 2 時 58 分